

子ども・子育て会議の役割について

1. 会議の目的

小田原市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づき、小田原市の子ども・子育て支援に関する施策の推進について調査審議等をするための会議体として、本市においては、平成 25 年 4 月に「小田原市附属機関設置条例」を改正し、「小田原市子ども・子育て会議」を設置しました。

※「小田原市附属機関設置条例」では、「小田原市子ども・子育て会議」の設置目的は次のように定められています。

子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項等につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。

2. 具体的な審議事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定・見直しおよび実施状況の点検・評価について

本市では「第 2 期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の推進に取り組んでいますが、その実施状況についての点検・評価や計画の見直しを行う際に子ども・子育て会議委員の皆様から御意見をいただきます。

なお、令和 5 年度の会議においては、「第 3 期事業計画」策定に向けた、「ニーズ調査」についてご審議いただきます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	★令和 5 年度	令和 6 年度
					見直し		・中間見直し ・貧困対策推進計画の策定	ニーズ調査	第 3 期事業計画の策定
小田原市子ども・子育て支援事業計画					第 2 期小田原市子ども・子育て支援事業計画 ※令和 4 年度に貧困対策推進計画を包含した計画へ改定した。				

(2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の決定について

子ども・子育て支援給付の対象となる幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業等の利用定員を定める際に御意見をいただきます。

(3) その他

本市の子ども・子育て支援に関する様々な事項について、御意見をいただきます。

3. 令和5年度の会議予定

	開催時期	主な審議内容
第1回会議	令和5年8月3日	第2期事業計画の進捗状況について
第2回会議	令和5年10月下旬頃	ニーズ調査の内容等について
第3回会議	令和6年2月下旬頃	ニーズ調査の結果について